



口絵 1 寛永貳年六月廿三日蜂須賀家政（蓬庵）制札（家政公御手板）

縦最大 28.3 × 横最大 61.7 (cm)

沼島地区公民館蔵

寛永 2 年 (1623) 6 月 23 日に下された定書。由良から塩崎 (潮崎) にかけて、栗石 (石垣の裏込等に利用する石) を拾い取ることを停止した内容で、蜂須賀家政 (蓬庵) の黒印がみられる。「鳴門の渦潮」調査研究プロジェクトの調査によって、令和 6 年に約半世紀ぶりに再発見された。



口絵2 寛永貳拾一年三月廿日長井六郎左衛門・戸田半左衛門制札

縦最大 39.0 × 横最大 68.2 (cm)

沼島地区公民館蔵

寛永 21 年 3 月 20 日に長井六郎左衛門・戸田半左衛門（徳島藩士）から沼島に下された 3 ヶ条からなる定書。内容は総じて沼島を往来する俵物を保護・統制する内容で、奉行 2 名の花押が据えられる。蜂須賀家政（蓬庵）制札と同じ木箱に収められた状態で発見された。